

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
施設	単位	金額	施設	単位	金額
我孫子市生涯学習センター駐車場	略	略	我孫子市生涯学習センター駐車場	略	略
新木行政サービスセンター会議室	午前9時から正午までの目及び午後1時から午後5時までの目	略	新木行政サービスセンター会議室	午前9時から正午までの目及び午後1時から午後5時までの目	略
	午後6時から午後9時まで	630円		午後6時から午後9時まで	630円
布佐行政サービスセンター会議室	午前9時から正午まで	480円	布佐行政サービスセンター会議室	午前9時から正午まで	480円
	午後1時から午後5時まで	660円		午後1時から午後5時まで	660円
	午後6時から午後9時まで	480円		午後6時から午後9時まで	480円
小学校及	略	略	小学校及	略	略

び中学校 の体育館 の項及び 小学校の 地域交流 教室の項 略		
---	--	--

備考 略

び中学校 の体育館 の項及び 小学校の 地域交流 教室の項 略		
---	--	--

備考 略

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。